

京都府いじめ問題対策連絡会議 設置要領

(趣旨)

第1 京都府は、本府におけるいじめ問題の克服に向けて関係機関等が連携を図ることにより、いじめの防止及び早期発見・早期対応（以下「いじめ防止等」いう。）並びにいじめ防止等に関する地域、家庭、関係機関等の連携をより実効なものとするため、京都府いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(職務)

第2 連絡会議では、次の事項について情報共有及び連携を図るものとする。

- (1) 学校及び地域におけるいじめの状況
- (2) 学校、地域、関係機関等によるいじめ防止等の取組
- (3) 府民へのいじめ防止等に対する理解の促進
- (4) その他いじめ防止等の推進に関する事

(構成)

第3 連絡会議は、別表に掲げる者によって構成する。

(会議)

第4 連絡会議は、必要に応じて開催する。

2 連絡会議は、連絡会議を構成する者以外の者に対し連絡会議への出席を求め意見を聴くことができる。

3 連絡会議を構成する者は、正当な理由がなく、連絡会議の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第5 連絡会議の事務局は、京都府文化スポーツ部文教課及び京都府教育庁指導部学校教育課に置く。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

関係機関等	構成員
京都府いじめ防止基本方針に規定された調査機関	京都府いじめ調査委員会委員長、 京都府いじめ防止対策推進委員会委員長
公立・私立の学校	京都府小学校長会、京都府公立中学校長会、京都府公立高等学校長会、京都府私立小学校連合会、京都府私立中学高等学校連合会
市町村	京都府市長会、京都府町村会
市町村教育委員会	京都府市町村教育委員会連合会、京都市教育委員会
P T A	京都府P T A協議会、京都府立高等学校P T A連合会、京都市P T A連絡協議会、京都府私立中学高等学校保護者会連合会
地方法務局	京都地方法務局人権擁護課長
児童相談所	京都府家庭支援総合センター所長、京都市児童相談所長
府警察	京都府警察本部生活安全部少年課長
府及び府教育委員会関係課	人権啓発推進室長、こども・青少年総合対策室長、家庭支援課長、高校教育課長、特別支援教育課長、社会教育課長
事務局	文化スポーツ部文教課、教育庁指導部学校教育課